

# 新型コロナウイルス感染症に関わる支援

## 傷病手当金

国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金  
国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、給与の支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いで会社を休み、事業主から給与を受けられない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象】  
給与の支払いを受けている人

【支給額】  
1日あたりの支給額（(直近3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2）×支給対象日数

【支給対象日数】  
出勤できなくなった日の3日後から出勤できない期間

■問合せ 保健福祉課 電話72-1770

## 支払いの猶予・減免

収入の減少等により生活の維持が困難になった人は、町税や町に納める公共料金等の支払いの猶予や、保険料等の支払い猶予・減免が受けられる場合があります。

### 町税の猶予

■住民課 電話76-2213  
住宅使用料・水道使用料・下水道使用料の猶予

### 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の猶予・減免

■保健福祉課 電話72-1770  
介護保険料の減免  
■雲南広域連合 電話0854-47-7342

# 町民の皆さんへ

## 飯南町元気回復券

町内のお店で使用できる「飯南町元気回復券」を全町民に郵送で配布しています。令和2年9月30日(水)まで使えます。

【対象】  
令和2年7月1日現在で飯南町に住民票がある人

【支給内容】  
①飲食店用元気券(飲食店で使えます)/1人当たり3千円分  
②元気券(飲食店以外のお店で使えます)/1人当たり3千円分

【使用できるお店】  
元気回復券に同封した一覧表に記載しています。最新の使用可能店舗は、ホームページ等でご確認ください。

■問合せ 産業振興課 電話76-2214



# 事業所の皆さんへ

## 町内商工業者向け応援金

事業継続や感染防止対策の取り組みを応援するための応援金を支給します。

■問合せ 産業振興課 電話76-2214 飯南町商工会 電話76-2118

### 感染防止対策等への応援金(第1弾)

【対象】下記の項目で1つ以上該当する事業者

対象項目	補助金交付額(従業員数による)	
	従業員数	交付額
①売上の減少	9名以下	10万円
②営業時間、日数の減少		
③活動、出張、展示会等の自粛	10名～19名	15万円
④原料、部品等の調達困難		
⑤出荷の調整、製造商品の処分	20名以上	20万円
⑥感染防止対策経費の増		

【申請期限】令和2年8月31日(月)

### 雇用を継続するための応援金(第3弾)

【対象】下記の項目で全て該当する事業者

対象要件(全項目に該当)	補助金交付額	
	減少金額	交付額
①町内に本社または本店等がある	150万円～250万円	30万円
②3カ月の売上合計額(前年比)が150万円以上減少した(対象期間:令和2年3月～8月)	250万円～500万円	50万円
③町税等の滞納がない	500万円～1,000万円	100万円
④事業を継続して実施する意思がある	1,000万円～3,000万円	200万円
	3,000万円以上	300万円

【申請期限】令和2年12月28日(月)

### 事業を継続するための応援金(第2弾)

【対象】下記の項目で全て該当する事業者

対象要件(全項目に該当)	補助金交付額	
	企業区分	交付額
①町内に本社または本店等がある	中小企業者	40万円
②前年同月の売上が20%以上減少した(対象期間:令和2年3月～12月)		
③国の持続化給付金の受給対象でない	個人事業者	10万円
④町税等の滞納がない		
⑤事業を継続して実施する意思がある		

【申請期限】令和3年2月28日(日)

## 和牛繁殖農家応援金

新型コロナウイルス感染症の影響による国産和牛肉需要の減少、子牛価格の値下がりを受け、町内の和牛繁殖農家に対して応援金を支給します。

【対象】 町内和牛繁殖農家  
【支給額】 和牛繁殖雌牛1頭当たり3万円  
【申請期限】 令和2年7月31日(金)  
■問合せ 産業振興課 電話76-2214

## 給付金

### ひとり親世帯への臨時特別給付金

ひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当受給世帯に対して、臨時特別給付金を8月7日(金)から支給します。

【対象】  
①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人  
②公的年金を受給していて、児童扶養手当を受けていない人  
③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の水準以下の人

		①の対象者	②の対象者	③の対象者
基本給付	支給額	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算		
	申請	不要	要	
	支給時期	8月頃	可能な限り速やかに	
追加給付	支給額	収入が減少した場合5万円		
	申請	要	要	—
	支給時期	可能な限り速やかに		

■問合せ 福祉事務所 電話72-1773

### 特別定額給付金

【対象】  
令和2年4月27日時点で飯南町に住民票がある人  
【給付額】  
対象者1人につき10万円(世帯主にまとめて給付)  
【申請期限】  
令和2年8月11日(火)  
■問合せ 企画財政課 電話76-3941

### 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対して、臨時特別給付金を6月10日(水)に支給しています。支給を辞退する場合を除いて手続きは必要ありません。公務員の場合は、申請書に所属庁発行の手当支給証明などを添えて、役場本庁舎・支所に提出してください。

【対象児童】  
令和2年3月31日までに生まれた児童  
(3月まで中学生だった児童を含む)  
【給付額】  
対象児童1人につき1万円  
■問合せ 住民課 電話76-2213